事業評価書　「留置施設の整備と留置業務の効率化」の要旨（平成19年7月公表）

経過を測定した時期：平成16年１月から平成19年４月までの間）

	留置施設の整備	留置業務の効率化
政策の目的	過剰収容となっている留置施設の収容力を増強することにより、委託留置を最小限にし、迅速な犯罪捜査を促進すること。	被留置者を個別に護送する単独護送に比べ、効率的に被留置者を護送することができる集中護送制度の導入により、留置業務の効率化を図ること。
政策の内容	警察署の新築棟に伴う留置施設の整備及び被留置者の収容する警察本部の管理に係る専用施設（単独留置施設）の建設の促進	警察署等と検察庁や裁判所との間の被留置者の護送が相当数見込まれる都市部等の地域における集中護送制度の導入
効果の把握の観点	施設整備による収容力の増強によりどの程度収容率の改善が進んでいるかを有効性の観点から把握	護送車両の運用状況について調査を実施し、集中護送の実施によりどの程度留置業務の効率化が進んでいるかを効率性の観点から把握。
効果の把握	○　平成19年４月１日現在の収容基準人員は２万304人で、4年間で992人（5.1%）増加した。 ○　平成18年の収容率は70.3%で、平成16年と比較して6.7ポイント下がっている。	整備された82台中 ○　55台については、車両の年間減価償却額を上回る省力化効果が発生。 ○　55台のほか、18台については、車両の年間減価償却額を上回らないものの省力化効果が発生
評価の結果	○　留置施設の整備の推進により収容基準人員の増強が図られており、収容状況はいくらかの改善がみられものの、依然として収容率は、70%を超えており、過剰収容状況であることには変わらない。 ○　引き続き留置施設の整備を推進するとともに、拘置所等の刑事施設への早期移送の促進を要請するなどの対策も併せて講じていく必要がある。	○　護送車両の購入費用を上回る効果が発生しており、効率性が認められる。 ○　引き続き必要な整備を推進していく必要がある。